

当薬局の行っているサービス内容について 2025 年 4 月改定

下記表中の点数は全て 1 点＝10 円です。

1. 調剤基本料に関する事項

調剤基本料 1 (45 点／受付 1 回につき)	受付 1 回につき算定 調剤基本料 2、3-イ、3-ロ、3-ハ、特別調剤基本料 A 及び B に該当しない 処方箋受付回数および集中率が、月 2,000 回超、集中率 85% 超に該当
--------------------------	---

2. 薬学管理料に関する事項

服薬管理指導料 (45／59 点) 介護老人福祉施設等入所者 (45 点)	薬剤服用歴（薬歴）に基づき、薬の説明、服用上の指導を行い、記録を保管します。一人一人の薬歴を作成・管理し、薬剤師が毎回、薬の量、薬の重複、相互作用、合併症や他科受診と併用薬、アレルギー、副作用、服薬状況、体調変化、残薬、後発医薬品への意向などをチェックします。その他、使用した薬について医師や薬剤師からの情報、薬を飲む上での不都合、飲食物、嗜好品などの情報も記載します。処方設計のために必要と思われる情報については処方した医師にフィードバックします。お薬手帳には、調剤日、薬の名称、用法、用量、その他服用に際して注意すべき事項を記載します
かかりつけ薬剤師指導料 (76 点)	上記「薬剤服用歴管理指導料」の事項に加え、患者さんが同意し選択した 1 名の「かかりつけ薬剤師」が、さらに他の医療機関や薬局からの処方薬や、一般用医薬品・健康食品及び飲食物についても一元的に薬学管理し、健康サポートを行って随時相談に対応するものです。「かかりつけ薬剤師」は保険薬剤師として相当の経験と実績を有しており、研修認定を取得しております。また、当薬局には一定の時間以上勤務し、いつでも薬や健康の相談を受け付けます。同意書が必要であり、お薬手帳には、患者さんの「かかりつけ薬剤師」である旨の薬剤師名・薬局名を記載します
かかりつけ薬剤師包括管理料 (291 点)	医療保険から「地域包括診療加算」や「地域包括診療科」、若しくは「認知症地域包括診療加算」や「認知症地域包括診療科」を算定されている患者さんの場合、同意を得て上記「かかりつけ薬剤師指導料」の事項に加え、医師と連携して服薬状況を一元的・継続的に把握し、医師に情報提供するとともに必要に応じて処方提案を行います。なお「時間外加算」「夜間・休日等加算」「在宅医療に係る点数」「薬剤料」「特定保険医療材料料」以外は、この管理料に包括されるために算定しません

上記の指導料や管理料の重複算定、さらに「5. 在宅患者訪問薬剤管理指導料」との重複算定は致しません

3. 地域支援体制加算に関する事項	
地域支援体制加算 2 (40 点)	施設基準（地域医療に貢献する体制を有する実績、地域における医薬品等の供給拠点としての体制、休日、夜間を含む薬局における調剤・相談応需体制等）の対応、在宅医療を行うための関係者との連携等の体制、医療安全に関する取組の実施、かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理 料に係る届出、管理薬剤師の要件、患者ごとに調剤の都度当該薬剤の服用及び保管取扱い の注意に関し必要な指導、研修計画の作成、学会発表等の推奨、患者のプライバシーに配慮した体制、地域医療に関連する取組の実施、地域に対して在庫状況の共有、医薬品の融通（同一グループ除く）、麻薬小売業者の免許を取得、要指導医薬品を含む健康サポート薬局の届出要件である 48 薬効群の取り扱い、緊急避妊薬の備蓄及び適切に対応し、調剤を行う体制、敷地内禁煙、たばこの販売禁止）を整えている薬局のため調剤基本料に左記点数を加算します

4. 在宅患者訪問薬剤管理指導料に関する事項	
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ○単一建物居住者 1 人の場合 650 点/回 ○単一建物居住者 2～9 人の場合 320 点/回 ○単一建物居住者 10 人以上の場合 290 点/回 末期の悪性腫瘍の患者及び注射による麻薬の投与が必要な患者に対して、保険医の求めにより開局時間以外の夜間、休日又は深夜に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 夜間訪問加算 400 点 ロ 休日訪問加算 600 点 ハ 深夜訪問加算 1,000 点 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 ○1. 計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変に伴うものの場合 500 点 ○1 以外の場合 200 点	在宅で療養を行っている患者 であって通院が困難なものに対して、医師の 指示に基づき、保険薬剤師が薬学的管理指 導計画を策定し、患家を訪問して、薬学的 管理及び指導を行った場合に、単一建物診 療患者（当該患者が居住する建物に居住 する者のうち、当該保険薬局が訪問薬剤管理指導を実施しているものをいう。）の人数 に従い、患者 1 人につき月 4 回（末期の悪 性腫瘍の患者、注射による麻薬の投与が必 要な患者及び中心静脈栄養法の対象患者 にあっては、週 2 回かつ月 8 回）に限り算定します

退院時共同指導料 600 点	
在宅薬学総合体制加算 1 15 点／回	在宅向け調剤や在宅訪問に際し、開局時間外や医療材料の備蓄、麻薬小売業者の免許取得等の対応体制が十分に整備できている薬局に該当するため左記点数を算定します

5. 後発医薬品調剤体制加算に関する事項	
後発医薬品調剤体制加算 3：90%以上 30 点	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の相談をお受けし、使用を推進しています。当薬局は後発医薬品の調剤体制を整備しており、左記後発医薬品調剤体制加算を算定します

6. 医療情報取得加算に関する事項	
医療情報取得加算：施設基準を満たす医療機関であって調剤時に：1 点（1 2 か月に 1 回）	オンライン資格確認システムを通じて、患者様の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実施できる体制を有しています。 当該システムから得た個人情報は、当法人の「個人情報の取り扱い規定」に則り、適切に管理・運用いたします。

7. 連携強化加算に関する事項	
処方箋受付 1 回につき 5 点	災害や新興感染症の発生時に、緊急的対応できる体制を整備しています

8. 医療 DX 推進体制整備加算に関する事項	
月 1 回まで 加算 1：10 点（45%以上） 加算 2：8 点（30%以上～45%未満） 加算 3：6 点（15%以上～30%未満） 加算無し：0 点（15%未満）	電子処方箋の応需体制、電子薬歴、マイナ保険証の利用実績ほか医療における DX 化を推進する体制を整備しています。

9. 無菌製剤処理加算に関する事項	
無菌製剤処理加算 ＊1 日につき注射薬のみ 中心静脈栄養法用輸液 69 点（6 歳未満 137 点） 抗悪性腫瘍剤 79 点（6 歳未満 147 点）	無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、注射薬を無菌的に混合調整した場合、調剤料に左記点数を加算します

10. 在宅患者における無菌製剤処理加算に関する事項	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 250 点	医療用麻薬持続注射療法が行われている患者様に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合に加算して頂く料金です
在宅中心静脈栄養法加算 150 点	在宅中心静脈栄養法が行われている患者様に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など薬学的管理及び指導を行った場合に加算して頂く料金です
麻薬 69 点（6 歳未満 137 点）	

薬局名：あしび薬局赤田店	管理薬剤師： 徳永 奈都子
住所：奈良市西大寺赤田町 1 丁目 5-22	T E L ：0742-51-0340
	F A X ：0742-51-1613